

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

鹿島道路 株式会社
東京都文京区後楽 1-7-27

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 1 日から
令和 7 年 7 月 1 0 日まで (3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者は、関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書 (特記仕様書、設計図面等) で「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材 (再生アスファルト合材) を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったこと、及び当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 NIPPO
東京都中央区京橋 1-19-11

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 11 日から
令和 7 年 7 月 18 日まで (10W+1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書 (特記仕様書、設計図面等) で「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材 (再生アスファルト合材) を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、測量等、物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内